

平成 28 年度琴浦町一般会計第 11 号補正予算専決処分について

1. 一般会計第 11 号補正予算額

42,700 千円（補正後予算額：12,097,314 千円）

2. 補正内容

(1) 歳入

地元負担金 36 千円・県補助金 10,664 千円・基金繰入金 32,000 千円

(2) 歳出

①1 月 23 日から 24 日の大雪対応経費：36,889 千円（除雪及び農業被害に対する経費）

②国庫補助関連事業：農業基盤整備促進事業 1,108 千円（水路改修など）  
社会資本整備交付金事業 4,970 千円（町道別所東線土質改良など）

③予備費：△267 千円

3. 専決日

平成 29 年 2 月 1 日（水）

4. 専決理由

大雪経費については、除雪経費の追加措置及び園芸用ハウス修繕経費の県補助金事業が創設され、予算処置が必要となった。

国庫補助関連事業については、農業基盤整備促進事業費の国及び県の予算配分枠の変更により、琴浦町への事業費配分が増額となり、これに対応するための予算措置が必要となった。

社会資本整備交付金事業については、物産館ことうらスマートインターと接続する町道別所東線の工事において土質改良が必要と判明したため、これに対応するための予算措置が必要となった。

上記いずれの項目とも緊急の予算措置が必要であり、議会を招集する暇がなく専決処分を行った。

5. 議会報告

平成 29 年 3 月定例議会において報告予定